

文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 市民環境委員会
質問者 : 山本直子

1、質問内容及び回答

回答者：市民部長

(担当課：新斎苑建設推進課)

<p>【現在の新斎苑建設現場の状況について】</p>	<p>【質問の具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none">1) 現在、新斎苑建設現場では、日に何人くらいが従事されているのか。また現場で作業に従事していただいている方々の中で、他府県から来られている方はどの程度おられるのか。2) また、現場作業員の方々の感染防止については、どのように対策をとられているのか。3) 現場作業に従事されている方の中で、新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは濃厚接触者と認定された場合、工事を一旦中断してでも感染防止対策を徹底すべきと思うが、市としてどのように考えるのか。 <p>【回答内容】</p> <p>1) 現場の従事人数及び他府県からの従事人数について</p> <p>新斎苑建設現場での1日当たりの作業人数及び他府県から出勤している作業員の人数ということでございます。まず、工事の進捗状況や作業内容により前後することはございますが、元請事業者である村本建設株式会社や三和建设株式会社の社員及び橋梁建設や造成工事、ガードマンなど関連の事業者含め、概ね50人程度の作業員が現場事務所、橋梁建設地、新斎苑建設地及び周辺道路にて従事している状況でございます。</p> <p>次に、他府県から出勤している作業員の人数についてですが、概ね、大阪府の方が10名、そして三重県から通勤されている方が10名となっております。</p>
-----------------------------------	--

2) 現場作業員の感染防止対策について

工事現場での新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、基本的には国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を示すとともに、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」といった文書を建設業者団体へ通知するとともに、事業者自ら、各工事現場等での対応方針を社内に周知しております。これらを受けて、工事現場では、

1. 石鹸や殺菌消毒による手洗い、うがいの励行
2. 作業開始前の体調確認や検温の励行
3. 発熱や咳、倦怠感等の体調不良が認められる職員への休暇措置
4. いわゆる三密回避策として、間隔を保ちつつ換気の良い環境での必要最少人数での打ち合わせ実施
5. 時差出勤や分散しての通勤などによる人との接触機会の削減

といった対策が講じられているところでございます。

3) 現場作業員が罹患等した場合の市の考え方について

工事現場から新型コロナウイルスに感染した作業員や濃厚接触者が確認された場合の工事そのものへの対応につきましては、基本的に所管の保健所の指導の下、感染した作業員につきましても、その症状に応じて、医療機関での入院等といった措置が講じられ、また、濃厚接触者と判断された方につきましても、その判断が下された日から2週間の自宅待機となります。

このような状況となった場合、現場監督の不在や作業員の減少といった直接的な問題だけでなく、関係（協力）事業者への感染も危惧される状況となります。

これらのことから、公共工事は、この緊急事態宣言下でも事業の継続が求められる社会基盤整備に該当してはおりますが、作業員が感染者と判断された場合は、感染拡大防止を最優先に判断する必要があると考えております。

回答者：市民部長

(担当課：生活環境課)

【現東山霊苑火葬場における新型コロナウイルス感染防止対策について】

【質問の具体的内容】

- 1) 現東山霊苑火葬場に従事する職員の方々の、新型コロナウイルス感染症防止に対する日常的な対策について、どのように取り組まれているのか。また、従事されている職員のみなさんに対して、火葬するご遺体からの新型コロナウイルス感染症防止対策については、市としてどのような安全対策をとられているのか。
- 2) 現火葬場で、新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは濃厚接触者が出た場合、これまでもギリギリの人数でおこなっている日常業務に対して、どのように対応されるのか。

【回答内容】

1) 従事者の感染防止対策について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在、東山霊苑火葬場をご利用いただく際には

- ・ 3密を避けるため、ご遺体の搬入時間が互いに重なることがないように受付の時点で調整する
- ・ 来場者にはマスク着用や手指消毒の徹底をお願いする
- ・ 入場されるご遺族を出来るだけ少人数にさせていただく
- ・ 発熱などの疑わしい症状がみられる方については入場をお断りする

などの対策をとっており、市のホームページで周知するとともに葬祭業者を通して徹底を図っております。

また、感染者のご遺体の取り扱いについてですが、厚生労働省の示すガイドラインに沿って火葬を執り行っております。具体的には感染者のご遺体は非透過性納体袋に納めて密封、消毒し、納棺後にも更なる密封、消毒を施した上で医療機関から直接搬入いただいております。また、搬入の時間帯は感染の拡大を防止するため一般の火葬業務がすべて終了した後をお願いするとともに施設への入場は葬祭業者のみとし、ご遺族のご来場はお断りしております。このような取り扱いについては、主要な医療機関の担当者と直接面談の上で打ち合わせを行い、文書を手交した上で確認をしております。また葬祭業者には取り扱いに関する文書を送付し、あるいは電話等で連絡を取り合う中で感染防止対策の徹底を依頼しております。

	<p>2) 従事者が罹患等した場合の業務体制対応策について</p> <p>感染者のご遺体搬入時のマスク、防護服等の着用や、火葬炉使用後の消毒などにより感染防止に努めておりますが、職員の中で多数の感染者等が発生し業務継続が困難になった場合に備えて、現在、近隣市町村の斎場とご協力いただけるよう調整中の状況でございます。</p>
--	--

回答者：市民部長

(担当課：男女共同参画課)

<p>【新型コロナウイルス感染拡大で増加が懸念される DV 対策について】</p>	<p>【質問の具体的内容】</p> <p>1) 解雇や営業自粛、外出自粛、在宅ワークなどで、これまでよりさらに過重なストレスがかかることにより、増加することが懸念される DV について、どのように対策をとっていくのか。また DV 抑制として、通報システムや一般的な周知が必要と考えるが、対策をどのように考えているのか。</p> <p>2) また DV 被害者の特別給付金の受け取りについてどのような対策をとるのか。また、申請が被害者と加害者の両方から出た場合に二重払いということは起こらないのか。さらに、加害者に給付されてしまった場合は、取り戻すことができるのか。</p> <p>【回答内容】</p> <p>1) 対策内容と周知等の抑制策について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急事態宣言が発令される中、DV被害者の増加が全国的に懸念されています。一人でも多くの被害者を救うためには、少しでも早く配偶者暴力相談支援センター等の専門機関に相談していただく必要がありますが、そのためには様々な専門機関において十分な相談体制を整えることが必要となります。</p> <p>国におきましては、DV相談体制の拡充としまして、既に実施している「DV相談ナビダイヤル」に加え、新たに「DV相談+ (プラス)」を4月20日から開設し、現在、24時間の電話相談(0120-279-889)やSNS、メールによる相談受付を行っています。</p> <p>本市におきましても、奈良市配偶者暴力相談支援センターで開設している</p>
--	---

「奈良市DV相談ダイヤル」につきましては、今も通常どおりの相談業務を行えるよう相談体制の維持・確保に努めているところです。

また、本市では、相談機関のさらなる周知を図るために、奈良市医師会にご協力いただき、DVリーフレットやDVダイヤルカードなどを、先月下旬に市内の約350の医療機関に配布し、今月下旬には奈良市歯科医師会にご協力いただき、市内の約200の歯科医院にも配布する予定としています。

その他にも、一人でも多くの人に相談窓口の存在を知っていただけるよう、しみんだより6月号にDVに関連する特集ページを設ける予定としており、現在、その準備を進めているところです。

今後も引き続き、県や警察などの関係機関との連携を図りながら、被害者の支援に取り組んでまいります。

2) DV被害者の特別給付金の受け取りについて

特別定額給付金の給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記載されている者となっているため、配偶者からの暴力を理由に避難し、諸事情により基準日までに避難先に住民票を移すことができずに居住している方は、本給付金を受け取れないのではないかとの懸念が生じているところです。しかしながら、本給付金については、仮にそのような場合であっても居住する市区町村に「特別定額給付金に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」を出していただくことにより、居住地での受取りができるよう配慮されています。

また、この申出については、申出者（被害者）の利便性や感染症対策の観点からワンストップでの対応が望ましいことから、男女共同参画課において申出書を預かると共に「特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書」を同時に発行し、特別給付金支給担当課である福祉政策課に回付することとしております。

なお、総務省は当初、この申出期間を4月30日までとしていましたが、その後、5月1日以降であっても申し出れば、居住地での受給を可能とする旨、手続きの変更を行っています。これを受け、本市においても引き続き同様の対応を継続しています。

次に申請が加害者と申出者の両方から出された場合の二重払いの問題についてですが、DVに関する情報については関係する市区町村間で随時連絡調整を行うこととされており、二重払いの防止に努めています。具体的には、申出

	<p>者が現に居住する市区町村が該当者のリストを作成し、都道府県を通じて住民票が存する市区町村に通知することにより、加害者への支給を停止することになっております。</p> <p>仮に加害者への支給停止の処理が間に合わず、申出者分の給付金が支給されてしまったとしても、申出者に対しては現に居住する市区町村から給付金が支給されるので、申出者が不利益を被ることはありません。一方、加害者に支給した被害者分の給付金は、二重払いとなるため、返還を求めることとなりますが、特別定額給付金申請書を提出の際に、他の市区町村で特別定額給付金が支給された場合には、返還をしていただく旨の同意を取っていることから、返還を求める際の根拠は担保されていると考えております。</p>
--	---

回答者：環境部長

(担当課：収集課、環境清美工場)

<p>【収集課や環境清美工場における新型コロナウイルス感染防止の対策について】</p>	<p>【質問の具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日々の家庭系ごみ収集作業において、新型コロナウイルス感染症防止の対策をどのようにとっているのか。また今年度から、民間委託した一般廃棄物許可業者へは、市としての感染防止対策指導などは、おこなっているのか。 2) 緊急事態宣言が全国で発令されている中で、外出自粛によって、一般家庭系ごみの排出が増加しているという報道があるが、奈良市の現状はどうか。排出量の増加で、収集課や環境清美工場での日常業務が過重負担になっていないか。安全対策の面からもどう考えるのか。 3) また、収集課や環境清美工場において、新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは濃厚接触者と認定された場合、日常の業務にどのような影響が考えられ、またそのための対応をどのようにとっていくのか。 <p>【回答内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ごみ収集作業における新型コロナウイルス感染症防止の対策及び委託事業者の感染予防対策指導について <p>家庭系ごみ収集作業においての、新型コロナウイルス感染症防止の対策としては、消毒液は、施設内の各階のフロアと収集車両にも配置しておりま</p>
--	---

す。

マスクについても、4月中旬から全職員に対し継続して配布しております。

その他、トイレに設置していた共用タオルをすべて回収し、現在は、原則、個人所有のハンカチやタオルを使用するよう周知するとともに、共用タオルに代わるものとして、ペーパータオルを設置しました。

収集業務は、市民の衛生的な生活環境を維持する上で欠かすことのできない業務であり、その業務を担っている職員のコロナウイルス感染予防対策は重要であり、今後も可能な限り充足していきたいと考えております。

なお、市民の皆様にも収集作業員が担う業務について、ご理解ご協力いただくために、新型コロナウイルスに関するごみ収集等についてのお知らせとして、奈良市HPに掲載いたしました。特にマスク等のごみの出し方について周知し、職員への感染リスクの軽減を呼び掛けているところです。また、しみんだより6月号へ同様の周知を行う予定です。

次に、委託事業者の感染予防対策については、マスクの着用、手洗い・アルコール消毒等、市と同様の対策が行われており、今後も対策を徹底し収集業務を継続できるよう指導いたしました。

2) 家庭系ごみの排出量の現状及び日常業務の過重負担や安全対策について

奈良市の家庭系ごみの排出量の現状について、令和2年4月の燃やせるごみの収集日1日当たりの平均収集量は214.5tで前年同月比5.5t(2.7%)の増となっており、令和2年4月の燃やせないごみの収集日1日当たりの平均収集量は69.4tで前年同月比より9.0t(14.9%)の増となっており、一定の増加傾向にあるものの、今のところ収集業務への大きな影響は出ていないものと考えております。

次に環境清美工場については、4月後半(4月16日～30日)を昨年の同期間と比較して、市民の外出自粛の影響を受け家庭系ごみの搬入量は125.9tの増加となっておりますが、一方で事業系ごみの搬入量が346.8tと減少となっていることから、家庭系と事業系を合わせたごみの搬入量は220.9tの減少となっております。

また、環境清美工場への一般家庭系ごみの搬入におきましては、市民との接触を避けることができないことから、新型コロナ感染リスクに対する不安が職員間で懸案となっております。

対応としては、職員がマスク、ゴーグルあるいは、フェイスシールドの着用と、市民との一定距離を取るなどの対策を講じて感染リスクを軽減し、職員の不安の解消に努めております。

3) 新型コロナウイルス感染症への罹患による影響や対応について

収集課において、収集業務に従事する職員に感染したり、濃厚接触者となった場合、治療や自宅待機等となる職員の人数によって、影響の程度が異なってまいります。まずは収集課の職員の中で収集可能な人員体制がとれるかどうか判断し、不足する場合には、環境部内の他部署に応援を求め、それでも不足する場合には、全庁的にも協力を求め、可能な限りごみ収集業務を継続できるよう努めてまいります。

これらの対応でも十分な人員体制が取れない場合には、燃やせるごみの収集を優先し、プラスチック製容器包装の収集を一時的に休止するなどの対応が必要であると考えています。

なお、ごみ収集業務を継続していくためには、これらの対応だけでなく、市民の方の協力が不可欠であり、ごみの分別や減量等新型コロナウイルス感染症に関するごみの出し方について協力いただけるよう今後も広報していきたいと考えています。

次に環境清美工場において、新型コロナウイルスが発生した場合や職員が濃厚接触者と認定された場合は、業務が滞ることが予想されます。この場合、保健所の指導のもと現場の消毒を行い、安全性を確認し、他部署からの応援も含め業務を再開できるよう努めていかなければならないと考えます。

そのため、職員には、日々感染リスクのある場所、施設等への外出の自粛を促し、市民と接する職員については、マスクやゴーグルの着用、3密を避ける、窓を開け換気をするなど、継続して職員に指導徹底してまいります。

2、意見・要望

質問事項	意見・要望
<p>●新斎苑建設推進課 【現在の新斎苑建設現場の状況について】</p>	<p>現場従事者概ね 50 名のうち約 20 名が他府県からの作業従事者との回答がありましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染が収束には至らず、緊急事態宣言が解除されてから、人の移動が始まった大都市などでは、感染の広がりが見られます。このような状況下で作業を進めるうえで、感染防止策にはさらに、取り組んでいただきたいことを要望します。</p> <p>また回答で、工事現場での感染予防対策として 5 点が上げられていたが、手洗い、うがいの励行、体調確認などは当然と思われませんが、5 点目に上げられていた、時差出勤や分散通勤とあるが、工事現場において作業する上で、そのようなことが具体的に可能なのか、疑問に思うところもあります。</p> <p>感染防止対策が、実践的なものであることを要望します。</p>
<p>●生活環境課 【現東山霊園火葬場において従事者の自宅待機や罹患などの場合における業務体制対策について】</p>	<p>マスク、防護服着用、また火葬後の消毒作業など、これから暑くなっていくに伴い、たいへんなご苦勞が伴う現場だと察し、現場従事者のみなさんには感謝申し上げたいと思います。</p> <p>現場のみなさんに、十分なマスクや防護服が配布され、奈良市の責任において、従事者のみなさんの感染リスクを回避する対策をとっていただくことを要望します。</p> <p>また仮に、奈良市で受け入れが困難な状況になった場合、近隣市町村への協力を調整中と回答がありましたが、他市町村にお願いすると火葬料の負担が大きくなります。負担額についても、奈良市が支援対策をとっていただくことを要望します。</p>
<p>●男女共同参画課 【新型コロナ禍における DV 被害者への対策について】</p>	<p>DV 被害者への対応については、内閣府や総務省などからのさまざまな通達により、奈良市においてもさまざまな対策を講じていただいているところであります。</p> <p>特別給付金についても、被害者ができるだけ受け取れる対策をとっていただいておりますが、個人給付であるにも関わらず、給付の申請が世帯ごととなっていることに、問題があります。どうしても本人が申請できない状況を除いて、個々に申請をするというのが、ジェンダー平等の視点から考</p>

<p>● 収集課及び環境整備工場並びに廃棄物対策課</p> <p>【新型コロナ感染防止対策についてと、ごみ量の増減について】</p>	<p>えれば、今後、必要ではないかと思ひます。</p> <p>課題として、今後、このようなことがおこなわれる際には、「個人給付」は、「個人の申請のよる」ということがおこなわれるよう国に意見をあげていただくよう強く要望します。</p> <p>日々のごみ収集業務や環境整備工場において、職員の感染防止対策をおこなっていただいていることが、ご回答からよくわかりました。引き続き、職員のみなさんの感染防止対策をおこなっていただくとともに、それにあわせたマスクなどの配布も充分におこなわれることを要望します。</p> <p>また持ち込みごみの搬入時においても、持ち込みをされる市民のみなさんにも感染防止対策に協力をいただけるよう呼びかけていただきますよう要望します。</p> <p>さらに、外出自粛によって家庭系ごみ量が増えている分、事業系ごみ量が減っているのでは、トータルしてごみの量が減少しているとの、回答をいただきました。</p> <p>コロナ禍が収束したときに、いかにごみ量のリバウンド率を抑えていくのかが、今後の課題ではないでしょうか。</p> <p>事業系のごみ減量は、営業自粛が大きく影響していますが、経済活動が徐々に戻ってくれば、量もそれなりに戻ってくることを考えられます。</p> <p>事業系ごみについても、引き続き減量のさらなる対策が必要と考えます。家庭系のごみ量が14.9%増えたということですが、アフターコロナが今後、課題となる中で、私たちの生活にも変化が現れ、増えたごみ量がどこまで減っていくか注視していかなくてはならないと思ひます。</p> <p>家庭系ごみ減量についても、さらなる工夫と努力がこれからも必要ではないかと思ひますし、その対策を市として市民に示していただくよう要望します。</p>
--	---